110311.010	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第１１３号）第４２条の規定により輸入するもの、同法第４３条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第４５条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110311.090	－　その他のもの		X																				
110313.000	とうもろこしのもの	21.3%	B7		13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1103.19	その他の穀物のもの																						
	１　大麦又は裸麦のもの																						
110319.110	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第１１３号）第４２条の規定により輸入するもの、同法第４３条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第４５条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110319.190	－　その他のもの		X																				
	２　ライ小麦のもの																						